

7 農地の効率的な利用と人の確保・育成、農業農村整備

(1) 農地中間管理機構による農地集積・集約化と地域の農業を担う者による農地利用

ア 地域計画の策定に向けた取組状況

現状

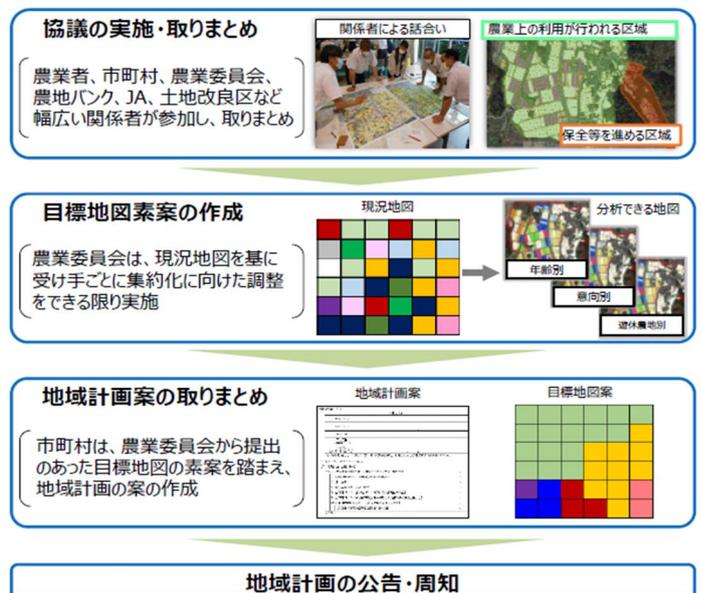
- 高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し続けると、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。これまで地域が守ってきた農地を次の世代に引き継いでいくためには、地域の関係者が一体となって農業の将来を話し合うことが重要です。
- このため、令和5(2023)年4月1日に改正農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という）が施行され、市町村では関係機関（農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区等）と一体となって地域計画の策定に取り組んでいます。

地域計画の取組状況

地域計画は基盤法の施行日から2年以内（令和6(2024)年度末まで）に策定することとなっています。各市町村では、協議の場を開いて話し合い、目標地図（10年後誰がどの農地を耕作するのか等を図にしたもの）案を作成するなど、策定に向けた取組が進んでおり、令和5(2023)年度末時点で36地域が策定を完了しています。

なお、策定された市町村の地域計画をみると、基盤整備事業との連携や、経営体ごとにバラバラだった土地の賃料の統一を図るための話し合いが地域内で行われる等、地域の課題解決に向けた様々な話し合いが行われています。

図表 2-46 地域計画作成の流れ



資料：農林水産省資料「地域計画策定マニュアル」ver. 4.0
4月12日時点より抜粋

東北農政局の取組

東北農政局では、定期的に各県や農地バンク等の関係機関が参加する地域計画推進連絡会議を開催し、地域の課題への対応方法などに関する意見交換を行っています。

また、東北において9つのモデル地区を選定し、取組状況のフォローアップや当該地区のキーパーソンとの意見交換を行っています。この取組で得た知見を先行事例とし、他の市町村へ紹介するなど、各地域での地域計画の策定の支援も行っています。



地域計画推進連絡会議（令和5年9月8日開催）

イ 担い手に対する農地の利用集積

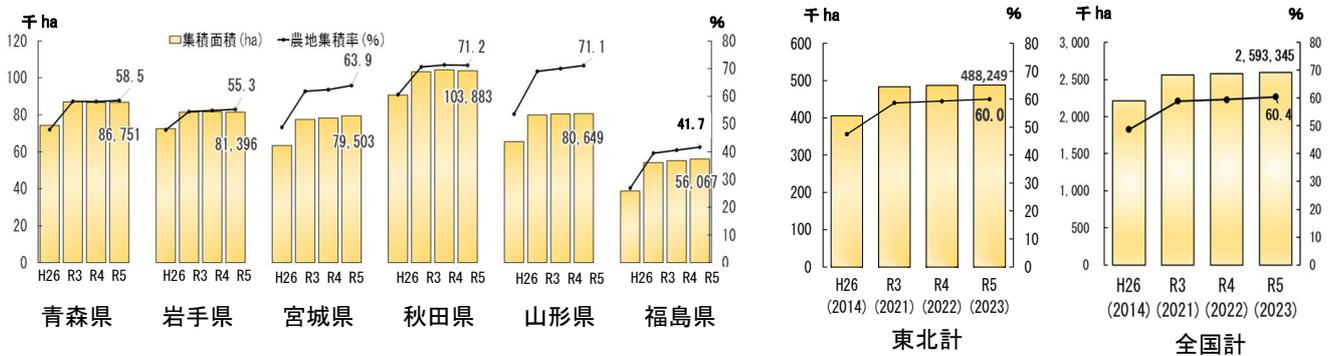
現状

- 農業の生産性の向上に資するよう、貸付けの相手方の変更（再配分）を繰り返すことにより、効率的かつ高度な農地利用の実現に向けて、継続的に農地管理を行っていく新たな仕組みとして、農地中間管理事業制度が平成26(2014)年度に創設されました。
- 令和5(2023)年度における担い手への農地集積率は、全国(60.4%)、東北(60.0%)ともに年々増加してきています。(図表2-47)。
- 担い手への農地集積率を引き上げていくためには、農地の分散錯圃を解消し、担い手に使い勝手の良い形での農地集積等を進めていくことが重要となっています。

取組や進捗状況

県別にみると、宮城県(63.9%)、秋田県(71.2%)、山形県(71.1%)、で全国を上回る集積率となっています(図表2-47)。

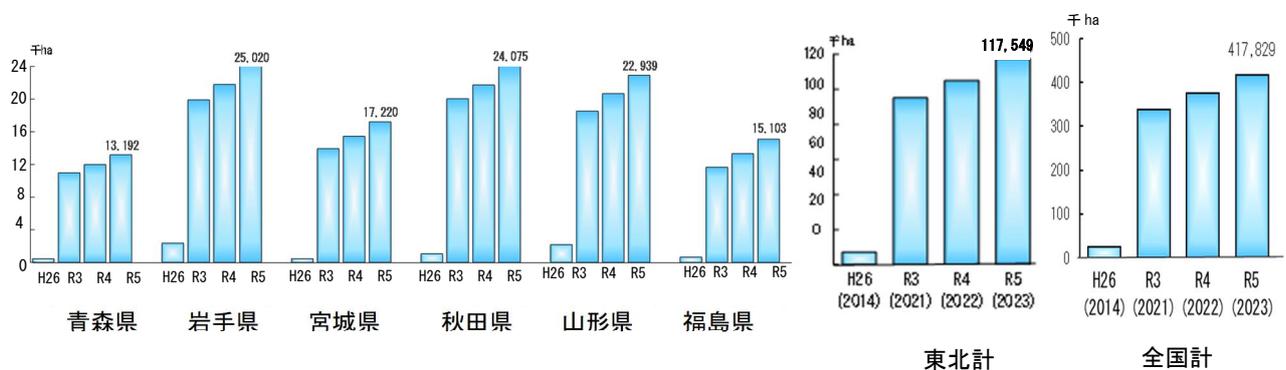
図表 2-47 東北各県の担い手への農地の集積状況



農地中間管理事業の状況

農地中間管理事業の転貸※の実績(累計)は、東北合計で11万7,549haと昨年度より12,565ha増加(対前年度112%)しています(図表2-48)。

図表 2-48 東北各県の農地中間管理事業(転貸)の実績(累計)

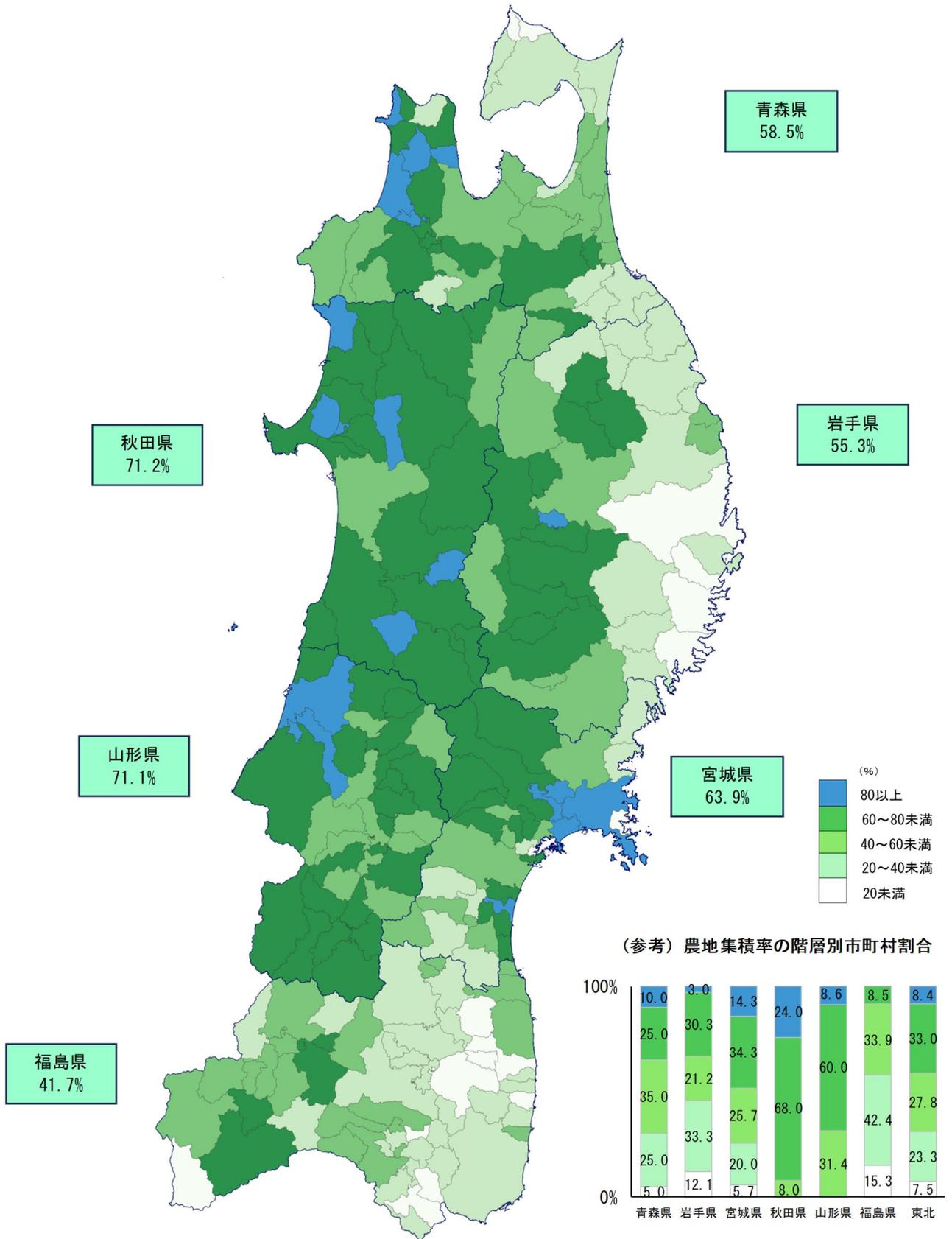


資料：東北農政局作成

- 注：1) 当年度の3月末時点で転貸している面積とし、転貸したが解除・解約した面積は含まない。
2) 転貸の実績(累計)とは、各年度末におけるストックの数値である。

※ ここでいう「転貸」とは、農地中間管理機構が借りた農地を、さらに他の人に貸すことである。

図表 2-49 東北の担い手への農地の集積状況(市町村別) (令和6(2024)年3月末現在)



資料：東北農政局作成

(2) 多様な人材の確保・育成

ア 認定農業者の動向

現状

- 農業者の一層の高齢化と減少が急速に進む中であっても、生産性と収益性が高く、中長期的かつ継続的に発展することが見込まれる担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営（認定農業者、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農））の育成が重要です。
- このため、経営感覚を持った人材が活躍できるよう、経営規模や家族・法人など経営形態の別にかかわらず、担い手の育成・確保を進めています。

認定農業者数の推移

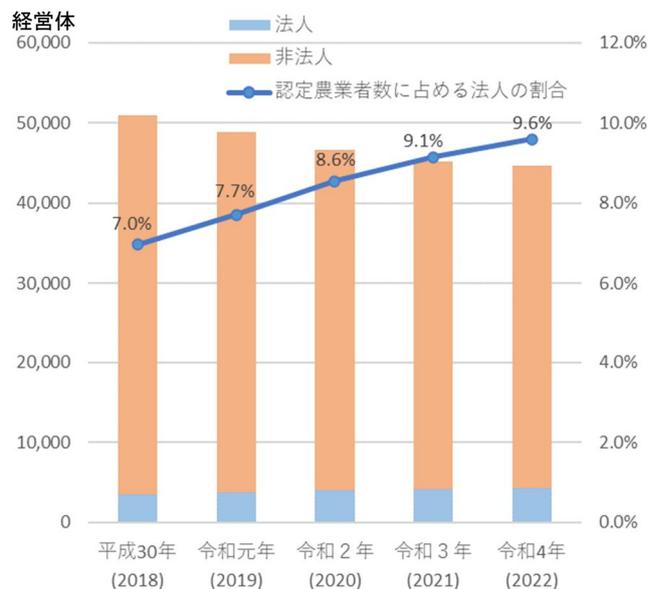
東北における令和4(2022)年度末の認定農業者数は4万 4,612 人となっており、前年度末と比べて、522 経営体減少（1%減）しています。

一方で、認定農業者のうち法人の数は、4,281 法人（前年度比4%増）であり、認定農業者数の約1割を占めています（図表 2-50）。

図表 2-50 認定農業者数の推移

単位：経営体

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	対前年度	
青森県	9,766	9,493	9,065	8,891	9,029	138	2%
	450	486	498	530	553	23	4%
岩手県	6,847	6,581	6,337	6,062	5,923	△ 139	-2%
	675	700	743	745	772	27	4%
宮城県	6,447	6,279	6,026	5,810	5,693	△ 117	-2%
	661	707	722	723	722	△ 1	0%
秋田県	10,121	9,766	9,246	8,723	8,494	△ 229	-3%
	656	705	778	816	845	29	4%
山形県	9,966	9,400	8,792	8,601	8,473	△ 128	-1%
	515	552	590	629	665	36	6%
福島県	7,739	7,378	7,141	7,018	6,959	△ 59	-1%
	586	621	652	673	708	35	5%
東北計	50,886	48,897	46,619	45,134	44,612	△ 522	-1%
	3,543	3,771	3,987	4,129	4,281	152	4%
全国計	239,043	233,806	227,444	222,374	219,846	△ 2,528	-1%
	24,965	26,080	27,114	27,955	28,720	765	3%



上段：認定農業者数 下段資料：うち法人数

資料：東北農政局作成

資料：東北農政局作成

注：1) 各年の値は各年度末現在

2) 令和元年度以前に認定している場合、複数市町村で営農している経営体は重複している

3) 令和2年度以降に複数の県で営農していることから農林水産大臣（東北農政局長）が認定した経営体は全国計（東北計）にのみ計上し、各県には含めていない

イ 企業参入等の動向

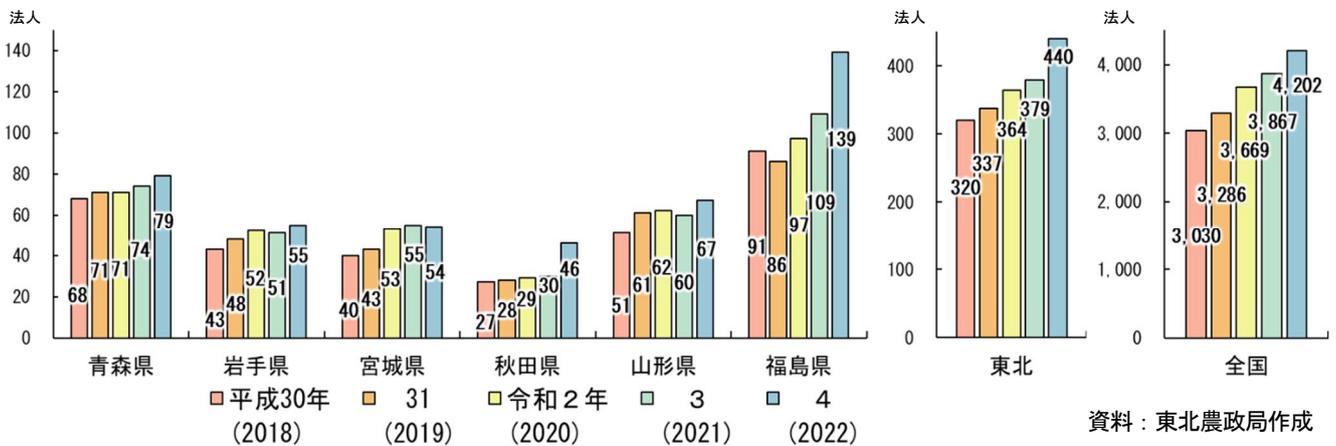
現状

- ▶ 東北における企業（一般法人及び農地所有適格法人※）による農業参入の数は、例年、県平均で20～30法人ほど増加しており、堅調な増加傾向にあります。
- ▶ 東北全体の一般法人による農業参入数（440法人（令和4（2022）年））の前年からの増加率（116.1%）は、全国（108.7%）と比較してやや高い状況です（図表2-45）。
- ▶ 平成21（2009）年12月の農地法改正で一般法人による農業参入要件が緩和され、農地のリース方式による企業等の参入が全面自由化されました。

一般法人による農業参入数の推移

令和4（2022）年1月1日現在における一般法人による農業参入の数は、宮城県を除く東北5県で昨年度より増加しています。県別では福島県の139法人が東北で最多となっています（図表2-51）。

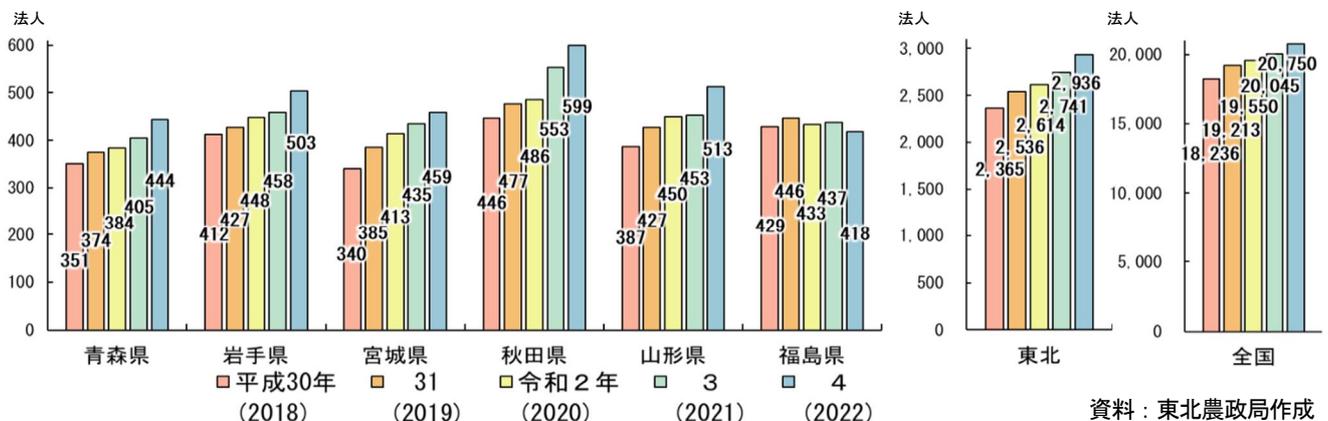
図表 2-51 一般法人による農業参入数の推移（東北）



農地所有適格法人数の推移

令和4（2022）年1月1日現在における農地所有適格法人は東北全体で2,936法人となっており、福島県を除く東北5県で増加傾向です。県別では秋田県の599法人が東北で最多となっています（図表2-52）。

図表 2-52 農地所有適格法人数の推移（東北）



※ 「農地所有適格法人」とは、農地法に定める一定の要件（主たる事業が農業又は農業に関連する事業であること、農業関係者が総議決権の過半を占めること及び役員のうち過半が農業の常時従事する構成員であることなど）を満たした法人であり、農地を所有することができる法人をいう。

ウ 新規就農者の育成・確保

現状

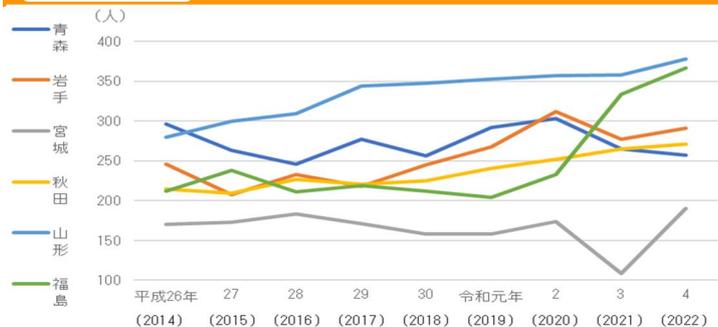
- ▶ 東北における令和4(2022)年度の新規就農者(各県独自調査)は1,754人で、令和3(2021)年度に比べ9.1%増加しています(図表2-53)。
- ▶ 特に新規参入者や雇用就農者を中心に増加傾向となっています。

東北農政局の取組

令和4(2022)年度から始まった新規就農者育成総合対策では、農業への人材の呼び込みと定着を図るため、就農準備資金、経営開始資金及び雇用就農資金^{※1}に加え、農業経営開始時における機械・施設等の導入を地方と連携して支援するほか、伴走機関等による研修農場の整備等を支援しています。

新規就農者の育成が進んでいる地域では、県、市町村等が新規就農者の抱える技術面、経営面の課題について総合的に支援しています。

図表 2-53 東北6県における新規就農者数の推移



資料：東北農政局作成(青森県「令和4年度青森県の新規就農状況調査結果について」、岩手県「令和4年度新規就農者数について」、宮城県「令和4年度新規就農者の動向について」、秋田県「令和4年度新規就農者の状況について」、山形県「新規就農者の動向について」及び福島県「令和5年度の新規就農者について」を参考)

取組事例 青年農業者と東北農政局との意見交換会(宮城県仙台市)

東北農政局では令和6(2024)年2月に、「青年農業者と東北農政局との意見交換会」を開催しました。この意見交換会には、東北地域で農業青年クラブの会長等を務める青年農業者7名に出席いただき、自身の農業経営の特徴や農業青年クラブでの取組を踏まえた課題や、新規就農者を呼び込むための方策をテーマに意見交換を行いました。

出席した農業者からは、「食育や農業体験、観光と農業のつながり等をきっかけとし、農業の魅力を国民に発信する取組が新規就農者の呼び込みにつながる」「新規就農者にとっては農地確保が大きな課題であり、農地バンクの周知やサポート体制の構築が重要」といった意見が挙げられました。



出席された皆さんと東北農政局長等

取組事例 くにみ農業ビジネス訓練所(福島県国見町)

福島県国見町の「くにみ農業ビジネス訓練所」では、様々な野菜づくりの実践を通じて優れた農業技術と経営感覚を備えた農業者の育成を目的に、就農希望者に1年間の研修を行っています。東北農政局では、令和5(2023)年10月に研修生3名を対象に、福島県北農林事務所伊達農業普及所の協力を得て、青年等就農計画^{※2}の作成に向けたワークショップを開催しました。

ワークショップでは、県の農業普及員の方の助言を受けながら研修生一人ひとりが農地の確保や栽培作物の選定など、就農にあたっての課題やその解決方法を整理しました。研修生は、ワークショップの内容を参考に、市町村が認定する青年等就農計画を作成して就農し、地域農業の担い手を目指しています。



ワークショップで課題を整理する研修生等

※1 就農準備資金は、就農を目指す研修生に対し最長2年間、経営開始資金は、新規就農者に対し最長3年間、それぞれ年間最大150万円を交付し支援。雇用就農資金は、新規就農者を雇用して研修を行う農業法人等に対し年間最大120万円、最長4年間資金を交付し支援。

※2 青年等就農計画とは、農業を始めようとする方が、農業経営基盤強化促進法に基づき、自らの農業経営に関する目標や必要となる機械・施設等についてまとめた就農に関する計画のこと。計画は就農する市町村の承認を受けることとなる。

エ 女性の活躍推進

現状

- 東北の基幹的農業従事者 21 万人のうち女性は8万人で約4割を占めており、女性は農業の重要な担い手となっています（農林水産省「令和5年農業構造動態調査」）。
- 農業の発展、地域経済の活性化のためには、生活者の視点や多彩な能力を持つ女性農業者が力を発揮していけるようにすることが必要です。

東北農政局の取組

「第5次男女共同参画基本計画（令和2年(2020)年12月閣議決定）」において、地域をリードできる女性農業者を育成し、令和7(2025)年までに女性農業委員等が登用されていない組織を「ゼロ」にすることと、農業委員、農業協同組合の役員及び土地改良区の理事に占める女性の割合の向上を推進しています。

市町村の農業委員会等では、女性登用を拡大する取組の結果、東北の農業委員に占める女性の割合は令和2(2020)年の12.6%に対し、令和5(2023)年では14.8%に向上しました。

また、女性が能力を發揮できる環境を整備し、活躍する機会を増やしていくため、地域の女性農業者グループの活動への支援を行っています。

取組事例 ^{あさひまち}山形県朝日町農業委員会(山形県朝日町)

山形県朝日町農業委員会では、「家庭の理解を得づらい」、「育児との両立が難しい」といった課題を解消し、女性農業委員の登用を拡大するため、『みそ作り講習会』を開催し、女性農業委員を身近に感じてもらうとともに、農業分野で活躍している女性等の掘り起こしと啓発を行っています。



みそ作り講習会の様子

令和4(2022)年の改選時において、新たに農業委員1名、推進委員1名の女性登用につながり、農業委員12名のうち女性委員4名、推進委員9名のうち女性委員1名が活動しています。女性農業委員が増加したことにより、面倒見の良さで話がまとまりやすくなるなどの効果を実感しており、引き続き女性農業者との交流等の取組を行うとともに、全国や東北等のブロック単位の会議・研修等に複数人を参加させるなどの取組により、さらなる女性登用の推進を図っていく予定です。

取組事例 ^{はなまきし}ノースフラワー(岩手県花巻市・^{きたかみし}北上市)

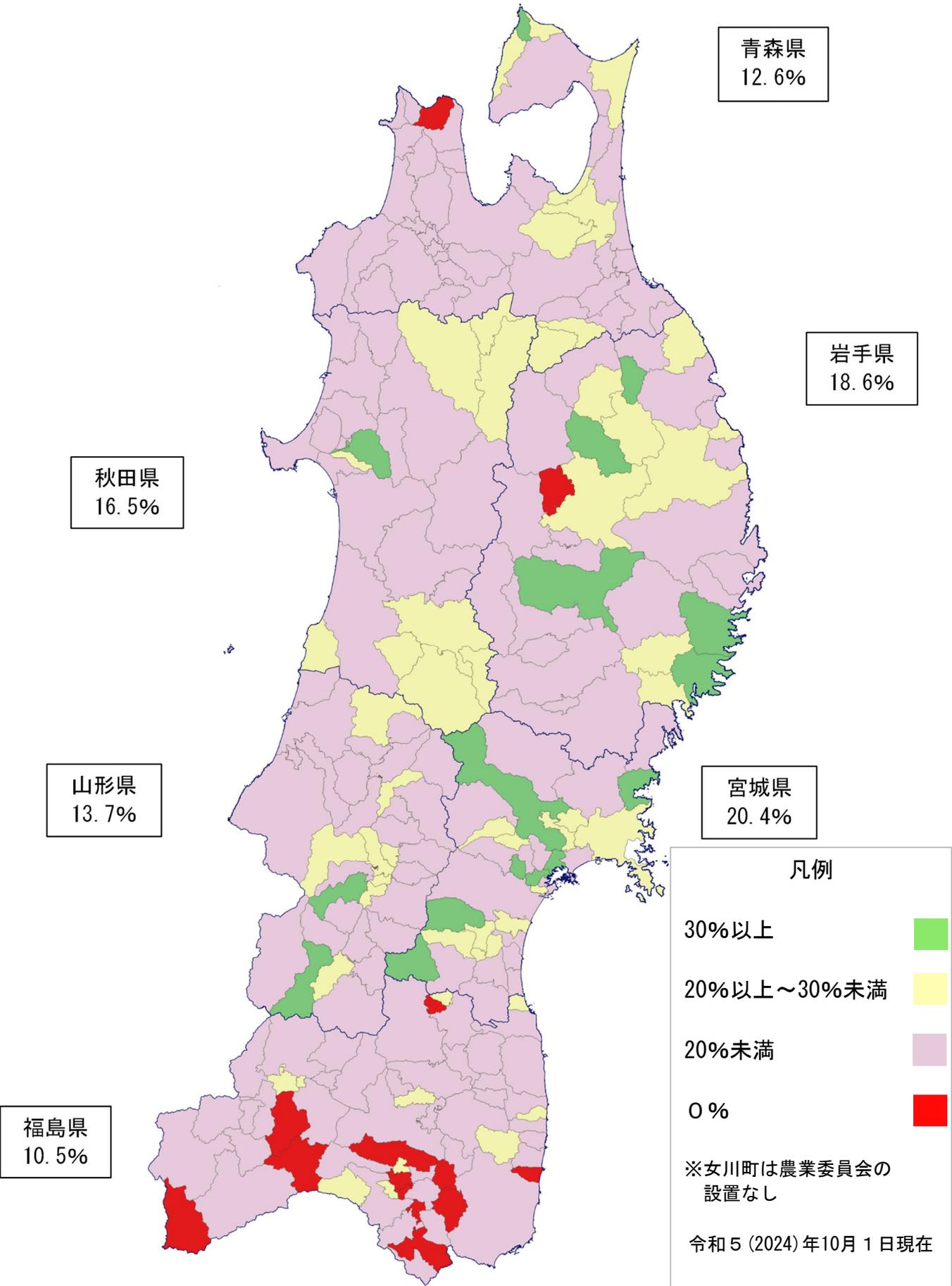
土地改良区理事、JA 総代及び農業委員等を務めながら6次産業化に取り組む岩手県花巻市・北上市等の女性農業者グループ「ノースフラワー」は、「女性の就農環境改善支援事業（令和4(2022)年度補正）」を活用し、地域で女性が活躍する農業を推進しています。

活動の背景として、グループメンバーの米でパックご飯の委託製造を模索しましたが、ロット等の確保が課題となり中断していました。今回、仲間を増やし、同事業を活用し、パックご飯の試作やチラシ・ポスター等を配付するなどの活動を始めています。彼女達は、地域で行われる農業研修会やイベント等にも出席し、6次産業化に取り組む楽しさや、女性が農業団体の役員に加わるメリット等について紹介しています。令和5(2023)年度の女性役員は5名でしたが、令和6(2024)年度からは、1名増加し6名となりました。



作成したポスター

図表 2-54 市町村別農業委員に占める女性の割合



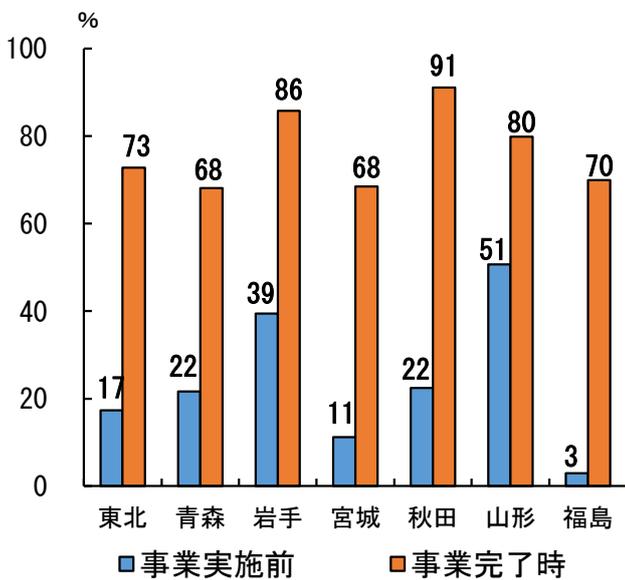
(3) 競争力強化・国土強靱化のための農業農村整備の計画的な推進

ア 農地の大区画化・汎用化

現状

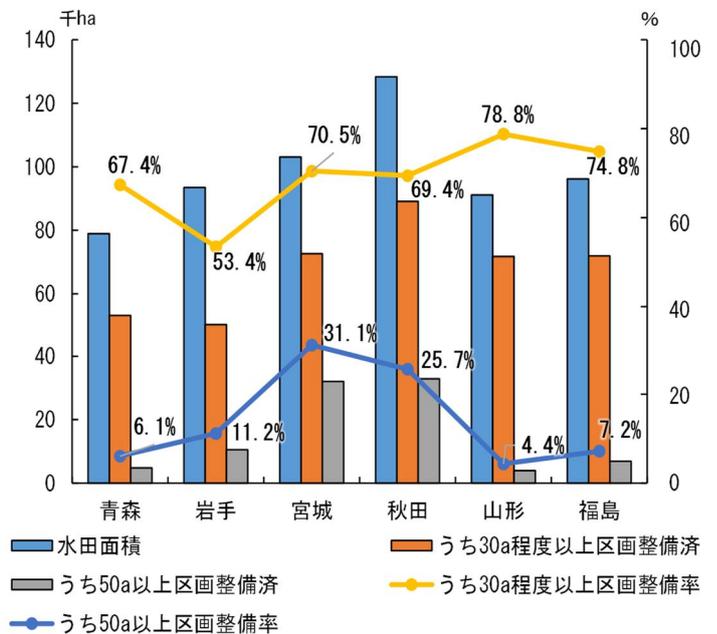
- 更なる農業者の高齢化・減少が見込まれる中、農業を次世代へ継承するため、農地の大区画化や汎用化を進めるとともに、農地バンクを活用した農地の集積・集約化による担い手等の確保、スマート農業の実装加速化による生産コスト低減や高収益作物の導入を図り競争力ある農業の実現を目指します。
- 東北における農地整備事業の実施前後の担い手への農地利用集積の割合をみると、事業実施前の17%から事業実施後は73%と増加しており、事業を契機とした農地の利用集積が進んでいます(図表 2-55)。
- また、水田の50a以上区画整備率では、宮城県が31%と最も高く、次いで秋田県が26%となっています(図表 2-56)。

図表 2-55 担い手への農地利用集積率



資料：東北農政局作成
調査対象地区は、平成30(2018)～令和4年(2022)年度に基盤整備を完了した地区

図表 2-56 水田の整備状況



資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」
(令和4(2022)年2月27日時点)
農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」
(令和4(2022)年3月31日時点)

イ 農業水利施設の適切な更新・長寿命化

現状

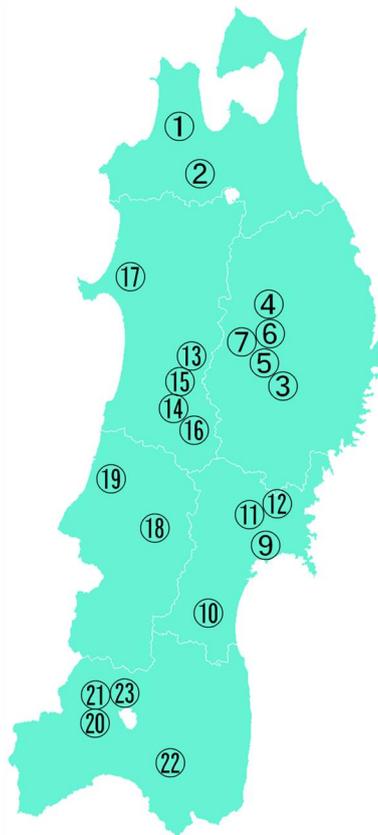
- 既存施設を有効活用するため、予防保全対策による施設の長寿命化や、計画的な更新を進めます。
- 農業農村整備事業により造成された基幹的農業用排水路の総延長は約5万1千 kmで、このうち東北は約8,800kmと約2割を占めています。さらに、標準耐用年数を超過した施設は、機場等で約8割、頭首工・水路で約4割に上ります。

国営かんがい排水事業の実施状況

国営かんがい排水事業は、農業生産の基礎となるダム、頭首工、揚排水機場、用排水路等の基幹的な水利施設を整備し、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図る事業です。

令和5(2023)年度は、全国100地区で事業を実施しており、このうち東北は23地区と全国の約1/4を占めています(図表2-57)。

図表 2-57 国営かんがい排水事業の実施地区(令和5(2023)年度)



県名	番号	地区名	受益面積 (ha)	ダム	頭首工	揚排水機場	用排水路	排水機場	排水路	水管理
青森県	①	津軽北部二期	6,189		○	○	○	○	○	○
	②	浅瀬石川二期	7,839		○	○	○	○	○	○
岩手県	③	和賀中央	3,598			○			○	○
	④	岩手山麓	1,574	○			○			
	⑤	豊沢川	4,250	○						
	⑥	盛岡南部	4,400		○	○	○			○
	⑦	雫石川沿岸	856	○						
	⑧	猿ヶ石川	3,757							○
	⑨	河南二期	4,707				○	○	○	○
宮城県	⑩	角田	2,737					○		
	⑪	旧迫川	912			○	○			
	⑫	中田	3,911							○
	⑬	田沢二期	4,697		○		○			○
秋田県	⑭	横手西部	9,102						○	
	⑮	旭川	3,159	○	○		○			○
	⑯	成瀬皆瀬	10,060	○			○			
	⑰	八朗潟	11,733				○		○	○
山形県	⑱	村山北部	3,174	○	○		○			
	⑲	最上川下流左岸	5,921						○	○
福島県	⑳	会津南部	4,320		○		○			○
	㉑	会津北部	4,558	○	○		○			○
	㉒	母畑	1,965	○			○			
	㉓	雄国山麓	542	○		○	○			○

資料：東北農政局作成

県営水利施設等保全高度化事業の実施状況

県営水利施設等保全高度化事業は、老朽化した水利施設の長寿命化や更新を行う事業です。

令和5(2023)年度は、全国650地区で事業を実施しており、このうち東北の実施地区は48地区と全国の約7%となっています。



左岸側 下流から上流を撮影



右岸側 下流から上流を撮影

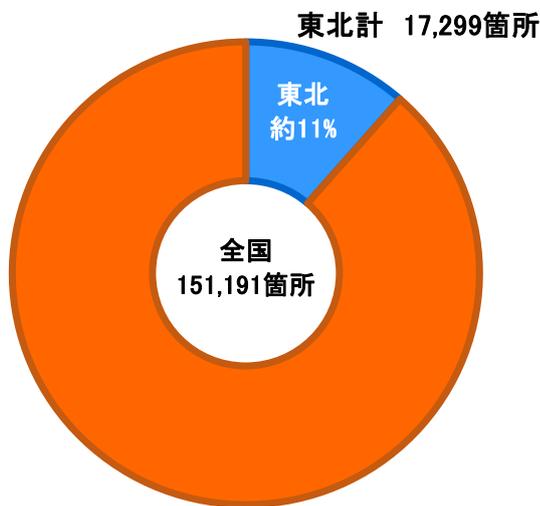
老朽化した頭首工を改修

ウ 防災重点ため池対策の強化

現状

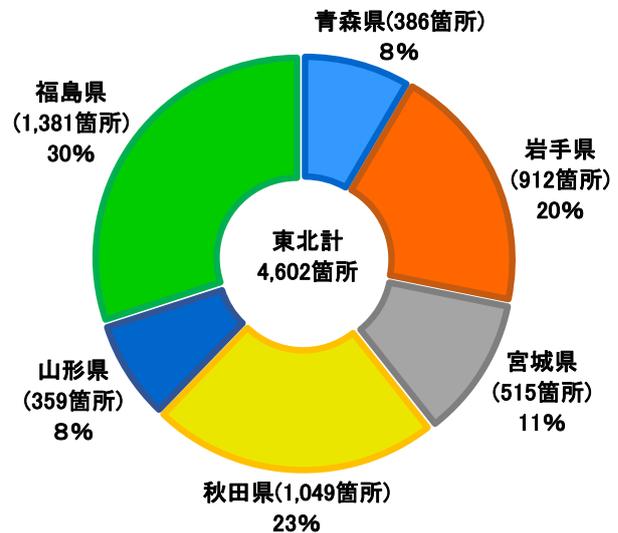
- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進に関する特別措置法」(ため池工事特措法)に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。
- 農業用ため池は、東北に1万7,299箇所存在し、全国(約15万箇所)の約1割となっています(図表2-58)。このうち、防災重点農業用ため池は4,602箇所あり、多くのため池で老朽化や地震・集中豪雨等による災害の防止が急務となっています(図表2-59)。
- 対策への取り組みとして、老朽化し漏水等が発生している防災重点農業用ため池の改修を行い、安全性を確保するとともに、近年多発する大規模地震に備えた耐震照査と必要な整備、集中豪雨による決壊を防止する豪雨照査など必要な整備を行っています。

図表 2-58 農業用ため池の箇所数



資料：農林水産省調べ（令和5（2023）年12月末時点）

図表 2-59 防災重点農業用ため池の県別割



資料：農林水産省調べ（令和5（2023）年3月末時点）

工 頻発化・激甚化する豪雨災害への対応

現状

- 近年、頻発化・激甚化する豪雨災害等に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、農地・農業用施設の湛水^{たんすい}※被害防止対策のハード対策とともに、地域住民への啓発活動等のソフト対策の整備が急務となっています。
- 排水機場の整備、水田の活用（田んぼダム）、既存ダムの洪水調節機能強化等と「流域治水」の取組の一環として推進します。

排水機場の整備

経年的な劣化に伴う故障等により、排水機能に支障が生じたり、耐震性が不足する排水機場の改修を行います。機能低下した排水機場の施設機能の保全と耐震化のための整備を一体的に実施することにより、排水機能の維持と豪雨時における地域の湛水^{たんすい}※被害を防止します。



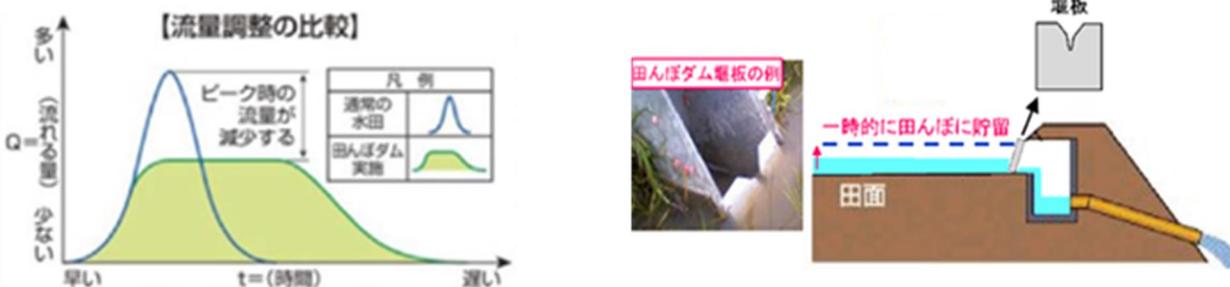
排水機場完成イメージ

田んぼダムの取組

田んぼダムとは、大雨時に水田の落水口^{らくすいこう}に流出量を抑制するための落水量調整装置等を設置し、雨水貯留能力を人為的に高める取組です（図表 2-60）。

東北においては、多面的機能支払交付金の加算措置を活用し、令和4（2022）年度に田んぼダムに取り組んだ活動組織は68組織で、取組面積は約5,400haとなっています。

図表 2-60 田んぼダムの仕組み



農業用ダムの洪水調節機能強化の取組

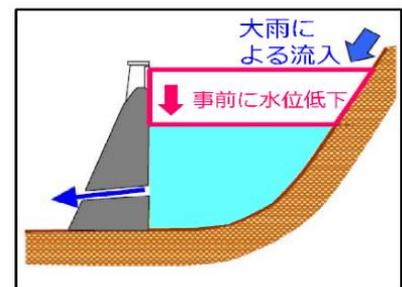
大雨が予想される際に、あらかじめダムの水位を下げることで大雨による流入を貯留し、下流域の氾濫被害リスクの低減を図る取組を令和2（2020）年から開始しています。

この取組にあたっては、河川管理者及びダム管理者等で「治水協定」を締結する必要があります。東北では同年12月までに88基について、「治水協定」が締結されています（図表 2-61）。

図表 2-61 農業用ダムの治水協定締結状況（東北）
（令和4（2022）年12月時点）

区分	直轄ダム	補助ダム	合計	単位：基
1級水系	24	50	74	
2級水系	-	14	14	
合計	24	64	88	

資料：東北農政局作成



農業用ダムの活用イメージ

※湛水とは、地表排水^{※※}が完全に行われなため、停滞状態の水で覆われること。「出典（改訂5版 農業土木標準用語事典）」

※※地表排水とは、降水、灌漑残留水など農地の地表にある過剰水の排水。「出典（改訂5版 農業土木標準用語事典）」